

統一的な基準による
財務書類(一般会計)の状況
《令和 3 年度 決算》

令和 5 年 3 月
いなべ市

目 次

1 地方公会計制度の概要といなべ市のこれまでの取り組み……………	1
2 財務書類の説明……………	4
(1)貸借対照表……………	4
(2)行政コスト計算書……………	8
(3)純資産変動計算書……………	11
(4)資金収支計算書……………	14
3 財務書類から求めることができる指標……………	18
(1)有形固定資産減価償却率……………	18
(2)純資産比率……………	19
(3)将来世代負担比率……………	20
(4)基礎的財政収支……………	21
(5)受益者負担比率……………	22

1 地方公会計制度の概要といなべ市のこれまでの取組

【地方公会計のあらまし】

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度(官庁会計)は、現金収支を議会の統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金の持つ確定性、客観性に重きを置いた単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方、地方自治体には市民や議会に対する説明責任を果たすことが求められているため、公共施設や事業のマネジメントに活用できるストック(資産・負債等)情報や、現金支出を伴わないコスト(減価償却費等)情報の提供も期待されますが、いずれも官庁会計では把握できません。したがって、官庁会計のデメリットを補完するために、現金の出入に加えて、現金の出入を伴わない取引も発生した時点で記録する、複式簿記による発生主義会計の導入が求められることとなりました。

こうした流れを受けて、いなべ市では、平成 17 年度決算において作成したバランスシート(貸借対照表)と行政コスト計算書を皮切りに、平成 27 年度決算(平成 28 年度作成)までは、当時国より示されていた2種類の作成方式のうち「総務省方式改訂モデル」を採用して、複式簿記による発生主義会計の財務書類を作成してきました。

このような地方公会計の整備(複式簿記による発生主義会計の財務書類の作成)は全国的にも進められてきましたが、複数の作成基準(「基準モデル」、「総務省改定モデル」、「東京都モデル」等)が併存していたことから、市町村同士の比較が難しく、効率的な活用が進まないといった課題がありました。そのため、平成 26 年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全国の地方自治体は平成 29 年度までにこの基準に従った財務書類を作成することが求められました。

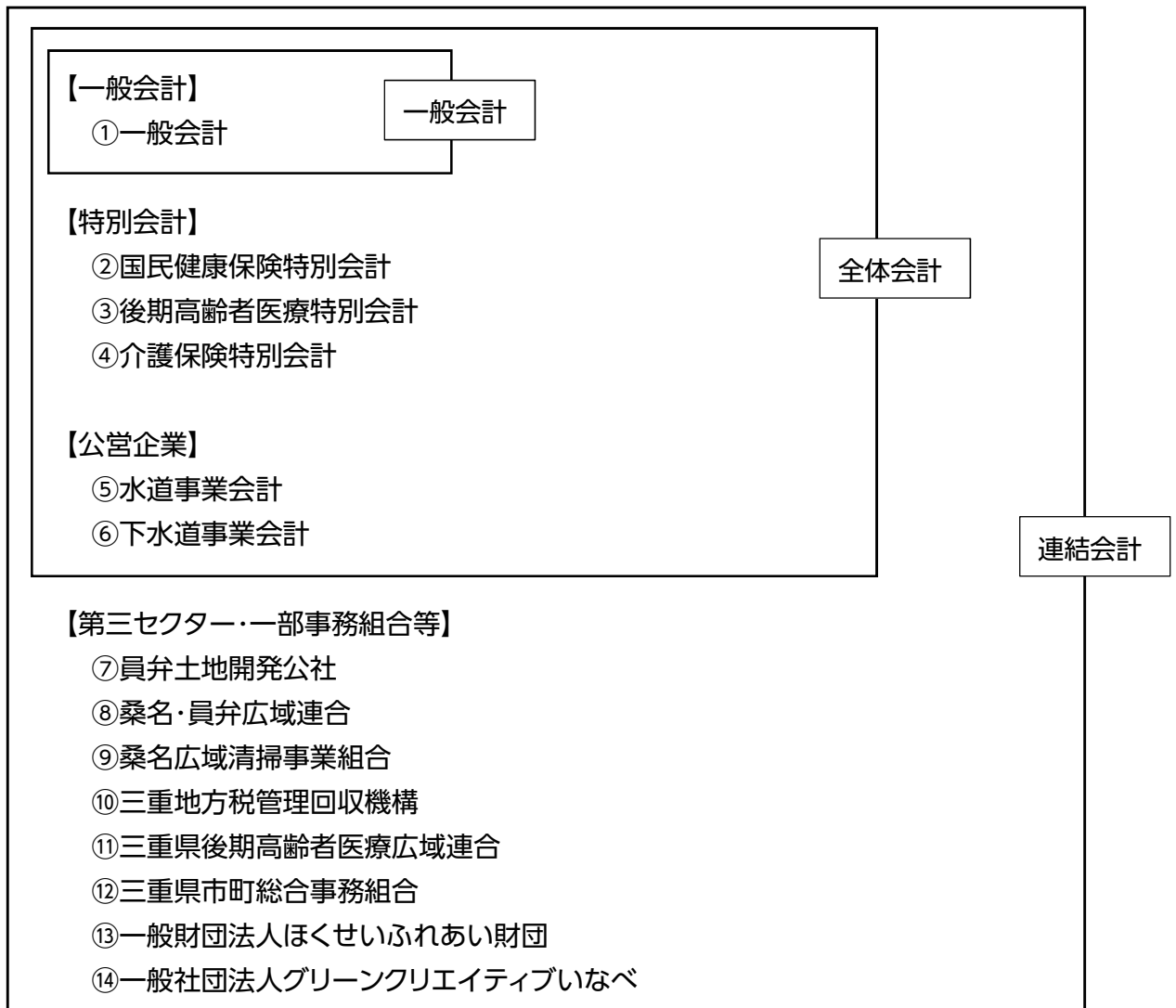
いなべ市でもこの要請を受けて、「統一的な基準」による財務書類を作成することとし、平成 27・28 年度の 2 か年を準備期間として、導入作業を進めました。

そして、平成 28 年度決算(平成 29 年度作成)から「統一的な基準」による財務書類を作成し、公表しています。

【作成対象とする範囲】

いなべ市では、市が実施している行政サービスの全体的な財務状況を一体的に把握することを目的として、一般会計(※)、全体会計、連結会計それぞれについて財務書類を作成しています。一般会計では主に福祉・教育等、市町村の基本的な施策を対象としています。全体会計には、国民健康保険などの法律で特別会計とすることが定められている事業の会計(特別会計)、水道や下水道等の公営企業の会計が含まれています。連結会計では、第三セクターや一部事務組合などの市が出資している団体や、市と連携して行政サービスを行っている団体などで行う事業の収支が含まれています。

※一般会計の表示について:特別会計のうち、上記いずれにも属さない会計がある場合、一般会計と併せて一般会計等として計上されますが、いなべ市には該当の会計がありませんので一般会計と表示しています。



なお、下水道事業は、これまで公営企業会計適用移行期間中であつたため全体・連結財務書類の対象から除外していましたが、平成 31 年 3 月 31 日から公営企業会計の適用が完了し下水道事業会計へ移行したため、平成 31 年度決算から全体・連結財務書類の対象としています。

また、令和 3 年 3 月 31 日に桑名広域清掃事業組合から脱退したため、令和 3 年度の出資割合は 0%となりました。ただし、令和 2 年度末残高を調整するために、令和 3 年度決算においても連結会計に含めています。

【作成基準日】

作成基準日は、会計年度の最終日である令和 4 年 3 月 31 日としています。なお、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの出納整理期間における取引については、基準日までに終了したものとして処理しています。

【年次表記】

平成 31 年度(令和元年度)については、紙面の都合上、「平成 31 年度」と省略して表示しています。

【数値処理】

本資料の各数値については、表示単位未満を四捨五入しています。単位未満の数値がある場合は「0」、数値がないときは「－」を表示しています。また、端数調整をしていないため、合計が一致しない場合があります。

2 各財務書類の説明

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、基準日（決算日）時点でのいなべ市一般会計の有する資産や負債などの残高（ストックの状況）を表しています。

これにより、資産がどのような財源（負債と純資産）で賄われているかが把握できます。
【負債】は将来世代の負担、【純資産】は税金等により現在までの世代が負担し、将来の世代に引き継がれる財産を表しています。

表 1 の左側の【資産】は、いなべ市が保有している道路、学校などの固定資産や、現金預金、基金などの財産であり、一般会計全体で 1,602 億円を保有しています。

表 1 の右側では、将来市民が負担する市債などの【負債】が 311 億円あり、【資産】から【負債】を差し引いた【純資産】が 1,290 億円あることを表しています。

$\text{資産} - \text{負債} = \text{純資産}$

表1 一般会計貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目名	金額	科目名	金額
【資産】		【負債】	
固定資産	150,731	固定負債	30,518
有形固定資産	143,877	地方債	28,739
無形固定資産	231	退職手当引当金	1,778
投資その他の資産	6,623	流動負債	620
流動資産	9,428	1年内償還予定地方債	48
現金預金	2,238	未払金	1
未収金	66	賞与等引当金	178
基金	7,126	預り金	393
その他	1	負債合計	31,138
徴収不能引当金	△ 4	【純資産】	
		純資産合計	129,021
資産合計	160,159	負債及び純資産合計	160,159

《各項目の説明》

【有形固定資産】

庁舎・学校・福祉施設等の事業用資産、道路・公園等のインフラ資産、物品など

【無形固定資産】

ソフトウェアなど

【投資その他の資産】

財政調整基金・市債管理基金以外の基金、出資金、長期延滞債権など

【未収金】

期限到来後 1 年未満の税や使用料などの債権

【基金】

財政調整基金及び市債管理基金

【徴収不能引当金】

延滞債権や貸付金に対して徴収不能額を見積り計上した金額

【地方債】

市債のうち、償還期限が 1 年を超えるもの

【退職手当引当金】

貸借対照表日時点で全職員が自己都合退職した場合の退職手当金支給見込額

【流動負債】

1 年以内に返済を要するものや、既に物品の引き渡しやサービス提供が行われており、翌年度に支出が予定されているものなど

【純資産】

資産額から負債額を控除した正味の資産額

○本年度の状況

一般会計の資産は 1,602 億円となっておりますが、そのうちの約 90%を自治体が事業を行うために有する事業用資産や、自治体が社会資本の整備を目的として有するインフラ資産等の有形固定資産が占めています。

純資産である 1,290 億円については、現在までの世代や国県補助金等により既に支払が済んでいます。負債である 311 億円については、将来の世代が負担していくことになります。

負債の主な内訳は、事業用資産やインフラ資産の整備等に関する一般会計債が 172 億円、国の地方交付税の財源不足を補うため発行した臨時財政対策債が 114 億円と、そのほとんどが地方債となっています。

ただし、地方債はその償還金について地方交付税措置されるものもあり、いなべ市の将来の交付税の算定基礎額として一般会計ベースで 225 億円が見込まれます。(公営企業

債分を含むと 262 億円)。つまり実質的な負債は 86 億円ほどとなります。

総資産に対する純資産の割合、つまり「現在までの世代がどの程度の負担をしてきたか」を表す純資産比率については、一般会計ベースでは 80.6%となっています。

○貸借対照表の経年比較分析

一般会計においては、表 2 のとおり資産総額が前年度と比較して 38 億円減少しました。その主な内訳は以下のとおりです。

有形固定資産 42 億円の減少は、道路橋梁等整備や防災施設整備などにより有形固定資産が 10 億円の増となりましたが、減価償却が 54 億円発生したことなどによるものです。

投資その他の資産の 1 億円の増加は、庁舎建設基金の取崩により基金が 3 億円の減となりましたが、水道事業会計及び下水道事業会計への出資により出資金が 3 億円の増となったことなどによるものです。

流動資産に計上されている基金の 2 億円の増加は、財政調整基金の増によるものです。

負債総額の 12 億円の減少は、償還により地方債が 11 億円の減となったことによるものです。

上記資産及び負債の増減に伴い、純資産は前年度末と比較して 26 億円減少しました。

●貸借対照表のポイント

- ・資産の減少(38 億円)は、主に施設の償却(老朽化)が進んだため。
- ・負債の減少(12 億円)は、市債の償還が進んだため。
- ・負債 311 億円のうち、実質的な負債は 86 億円ほど。
- ・純資産(これまでの蓄え)は 26 億円減少。

表2 一般会計貸借対照表 経年比較表

(単位:百万円)

科目名	R3年度	R2年度	増減
【資産】			
固定資産	150,731	154,809	△ 4,078
有形固定資産	143,877	148,077	△ 4,200
無形固定資産	231	227	4
投資その他の資産	6,623	6,505	118
流動資産	9,428	9,166	262
現金預金	2,238	2,115	123
未収金	66	89	△ 23
基金	7,126	6,966	160
その他	1	1	0
徴収不能引当金	△ 4	△ 5	1
資産合計	160,159	163,975	△ 3,816
【負債】			
固定負債	30,518	31,660	△ 1,142
地方債	28,739	29,830	△ 1,091
退職手当引当金	1,778	1,830	△ 52
流動負債	620	654	△ 34
1年内償還予定地方債	48	24	24
未払金	1	0	1
賞与等引当金	178	204	△ 26
預り金	393	425	△ 32
負債合計	31,138	32,314	△ 1,176
【純資産】			
純資産合計	129,021	131,661	△ 2,640
負債及び純資産合計	160,159	163,975	△ 3,816

(2) 行政コスト計算書

1会計期間(年間)の行政サービスを行うために発生したコストを収益と費用によって表しています。収益は、行政サービス提供の直接的な対価として支払われる使用料等です。費用は、福祉、教育、ごみ処理や消防等、資産形成(施設やインフラの建設・整備)につながらない行政サービスを提供するために単年度で消費される行政コストです。費用及び収益は、毎年度経常的に発生するかどうかで経常または臨時に区分されます。経常費用は業務費用と移転費用に分けられ、業務費用はさらに人件費、物件費等、その他の業務費用に分類されます。これら費用から収益を差引くことによって算出される純行政コストは、行政コストのうち税金等で賄うべき金額がいくらかを表しています。

いなべ市の一般会計における「純行政コスト」は、221 億円であり、これは純資産変動計算書の「純行政コスト(△)」と一致します。

$$\begin{aligned} \text{経常費用} - \text{経常収益} &= \text{純経常行政コスト} \\ \text{純経常行政コスト} \pm (\text{臨時損益}) &= \text{純行政コスト} \end{aligned}$$

表3 一般会計行政コスト計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:百万円)

科目名	金額
経常費用	22,456
業務費用	14,118
人件費	3,311
物件費等	10,584
その他の業務費用	223
移転費用	8,338
経常収益	410
純経常行政コスト	22,046
臨時損失	25
臨時利益	2
純行政コスト	22,069

《各項目の説明》

【人件費】

職員等に支払われる給与や所与等、退職手当引当金繰入額など

【物件費等】

光熱水費、消耗品、委託料、使用料、施設維持補修費、減価償却費など

【移転費用】

市民への補助金、児童福祉・生活保護・医療費給付など他の主体に交付することにより効果が生じる費用

【使用料】

公共施設等の利用対価として徴収されるもの

【手数料】

特定の人への行政サービスの対価として徴収されるもの

【純経常行政コスト】

経常的な行政活動に係る費用のうち、税金等で賄うべきもの

【臨時損失】

災害復旧事業債、資産の除売却損など臨時的に発生した費用

【臨時利益】

資産の売却益など臨時的に発生した収益

【純行政コスト】

臨時的に発生したものも含めたすべての費用のうち、税金等で賄うべきもの

○本年度の状況

行政サービスの提供に関して経常的に発生するコストである経常費用の約 4 割は社会保障給付等の移転費用が占めています。経常費用合計から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、220 億円です。これを市民1人あたりに換算すると、約 49 万円となります。(R2 国勢調査いなべ市人口:44,973 人)

表3のとおり、純経常行政コストに臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、221 億円となり、この不足分(純行政コスト)については、市税などの一般財源や国県等補助金などにより賄われています。

○行政コスト計算書の経年比較分析

表 4 のとおり、一般会計の純行政コストは前年度と比較して 38 億円減少しました。これは特別定額給付金の終了などにより移転費用が 37 億円の減となったことによります。

表4 一般会計行政コスト計算書 経年比較表 (単位:百万円)

科目名	R3年度	R2年度	増減
経常費用	22,456	26,212	△ 3,756
業務費用	14,118	14,146	△ 28
人件費	3,311	3,483	△ 172
物件費等	10,584	10,425	159
その他の業務費用	223	238	△ 15
移転費用	8,338	12,066	△ 3,728
経常収益	410	342	68
純経常行政コスト	22,046	25,870	△ 3,824
臨時損失	25	0	25
臨時利益	2	10	△ 8
純行政コスト	22,069	25,860	△ 3,791

●行政コスト計算書のポイント

- ・資産形成に結びつかない経常的な行政サービス全体に要したコストは 225 億円。
- ・特定受益者への経常的な行政サービスの対価(施設使用料など)としての収益は 4 億円。
- ・一般市民への経常的な行政サービスとして税収などで賄うべきコストは 221 億円。

(3) 純資産変動計算書

純資産の本年度中の増減の内訳を明らかにするものです。行政コスト計算書で算出された純行政コストが市民からの税金や国・県からの補助金等により賄われた結果、将来世代に引き継がれる財産がいくらになるかを表しています。

いなべ市の純資産は、本年度中に 26 億円減少し、本年度末純資産残高は 1,290 億円となりました。この金額は、貸借対照表の「純資産」と一致します。

$$\begin{aligned} & \text{純行政コスト} - \text{財源} = \text{本年度差額} \\ & \text{本年度差額} \pm \text{無償所管換等} \pm \text{その他} = \text{本年度純資産変動額} \end{aligned}$$

表5 一般会計純資産変動計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:百万円)

科目名	合計
純行政コスト(△)	△ 22,069
財源	19,433
税金等	14,410
国県等補助金	5,023
本年度差額	△ 2,635
資産評価差額	-
無償所管換等	△ 5
その他	-
本年度純資産変動額	△ 2,641
前年度末純資産残高	131,661
本年度末純資産残高	129,021

《各項目の説明》

【純行政コスト】

行政コスト計算書の純行政コストと一致します。

【税金等】

地方税、地方交付税、地方譲与税等

【国県等補助金】

国庫支出金、県支出金

【資産評価差額

有価証券等の評価替を行った場合の差額

【無償所管換等】

固定資産の無償取得や無償譲渡により生じる評価額等

※「純行政コスト」と「財源」との差額である「本年度差額」は、純行政コストが
税収等の財源でどれだけ賄われているかを表しています。

○本年度の状況

表 5 のとおり、行政コスト計算書により算出された純行政コストを税収等の財源で賄った結果、生じた本年度差額は△26 億円となりました。

この本年度差額に、無償所管換等を加えた本年度中の純資産の変動額は△26 億円となり、本年度末純資産残高は 1,290 億円となりました。

本年度差額がプラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味し、マイナスであれば将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受したことを意味します。

ただ、民間企業で損益計算書の当期純利益がマイナスになった場合は業績が悪くなったことを意味しますが、純資産変動計算書の本年度差額がマイナスになった場合、必ずしも業績が悪かったとは言えません。

例えば、過去に多くの公共施設を建設したことにより、減価償却費が多く計上されることで、サービスを提供する費用（純行政コスト）が大きくなり、本年度差額がマイナスになる場合などが考えられます。

もちろん、市民の負担以上のサービスを提供し続けることはできないので長期的には「費用」と「収入」を均衡させていく必要があります。単年度の差額が「プラスだから良い」「マイナスだから悪い」と捉えるのではなく、中長期的にサービスと負担とのバランスを分析していくことが重要です。

○純資産変動計算書の経年比較分析

行政コスト計算書の経年比較分析（表 4）で述べたとおり、移転費用の減により、純行政コストが 38 億円減少しました。また、特別定額給付金の終了により、財源が 36 億円減少しましたが、表 6 のとおり、純行政コストを財源等によって全て賄うことができなかったことから、その差額について純資産を充当し、純資産残高は、前年度に対して 26 億円の減少となりました。

表6 一般会計純資産変動計算書 経年比較表

(単位:百万円)

科目名	R3年度	R2年度	増減
純行政コスト(△)	△ 22,069	△ 25,860	3,791
財源	19,433	22,984	△ 3,551
税金等	14,410	14,244	166
国県等補助金	5,023	8,740	△ 3,717
本年度差額	△ 2,635	△ 2,877	242
資産評価差額	-	-	-
無償所管換等	△ 5	△ 363	358
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	△ 2,641	△ 3,240	599
前年度末純資産残高	131,661	134,902	△ 3,241
本年度末純資産残高	129,021	131,661	△ 2,640

●純資産変動計算書のポイント

- ・経常的な行政サービスを提供するコストに対し、財源が 26 億円不足。
(純行政コスト>財源)
- ・4 年連続で純資産が減少。
- ・純資産の減少は、将来世代の資源を消費して賄ったこと、市民の負担以上の行政サービスを提供していることなどを意味している。

(4) 資金収支計算書

1年間の資金(現金預金)の増減(収支)について、その発生要因に基づき行政サービスを提供する業務(業務活動)、公共施設などの資産形成(投資活動)、市債や基金などの資金調達・運用(財務活動)に区分し、どのような活動にどれだけの資金が必要であったかを表しています。なお、歳入歳出外現金とは、地方自治体の所有に属しない、すなわち一時的所有には属するが、最終的所有には属しない現金です。

資金収支は2億円の黒字となり、年度末現金預金残高は22億円となりました。なお、年度末現金預金残高は、貸借対照表の「資産」のうち「現金預金」と一致します。

《各項目の説明》

【業務活動収支】

経常的な行政サービス提供に伴い、毎年度継続的に生じる資金の収支

【業務支出】

人件費、物件費、扶助費、補助費などへの支出

【業務収入】

市税、使用料・手数料などからの収入

【投資活動収支】

公共施設や基金等の資産形成等に関する資金の収支

【投資活動支出】

公共施設・道路整備等への資産形成や貸付金などの金融資産形成への支出

【投資活動収入】

土地等の固定資産の売却収入や施設建設の財源である補助金などからの収受

【財務活動収支】

地方債の発行による資金収入と地方債償還に伴う資金支出との差額

【財務活動支出】

地方債の償還や基金積立金などへの支出

【財務活動収入】

地方債の借入や基金繰入金などからの収入

【基礎的財政収支(プライマリーバランス)】

地方債の利払費と償還費を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもの

※基礎的財政収支(プライマリーバランス)の算出

業務活動収支(支払利息を除く) + 投資活動収入(基金積立及び基金取崩を除く)

表7 一般会計資金収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:百万円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	17,018
業務収入	19,460
臨時支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	2,442
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,965
投資活動収入	2,745
投資活動収支	△ 1,220
【財務活動収支】	
財務活動支出	2,860
財務活動収入	1,794
財務活動収支	△ 1,066
本年度資金収支額	156
前年度末資金残高	1,690
本年度末資金残高	1,846

前年度末歳計外現金残高	425
本年度歳計外現金増減額	△ 33
本年度末歳計外現金残高	393
本年度末現金預金残高	2,238

基礎的財政収支	1,213
---------	-------

○本年度の状況

表 7 のとおり、一般会計の業務活動収支はプラスとなりました。これは、市が行政サービスに係る社会保障給付等の支出を、国県等補助金や市税等の業務収入で賄えていることを表しています。一方、投資活動収支はマイナスとなりました。これは、防災施設等の公共施設等資産形成や基金積立などの投資活動支出が、国県等補助金や基金取崩、売却収入などの投資活動収入を上回ったことを表しています。財務活動収支もマイナスとなりました。これは、借入等による資金調達を抑制し、地方債の償還を進めていることを表しています。

財務活動収支を除いた収入・支出のバランスを示す基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、12 億円の黒字となりました。これは基金を取崩すことなく国県等補助金や市税等で行政サービスが賄えたことを示しています。

○資金収支計算書の経年比較分析

一般会計における主な増減は表 8 のとおりとなりました。

業務支出の 37 億円の減少は、特別定額給付金の終了により移転費用支出が 37 億円減となったためです。業務収入の 33 億円の減少は、国県等補助金(経常的)収入が 35 億円の減、税収等収入が 2 億円の増となったためです。

投資活動支出の 6 億円の減少は、共施設等整備費支出が 4 億円の減、基金積立金支出が 2 億円の減となったためです。投資活動収入の 1 億円の増加は、基金取崩収入が 3 億円の増、国県等補助金(資本的)収入が 2 億円の減となったためです。

財務活動支出の 1 億円の増加は、地方債償還支出が増となったためです。財務活動収入の 5 億円の減少は、地方債発行収入が減となったためです。

《用語の説明》

【国県等補助金(経常的)】

国県等補助金のうち、資本形成を伴わないものです。

例:児童手当負担金、障害者自立支援負担金、子ども・子育て支援事業費交付金など

【国県等補助金(資本的)】

国県等補助金のうち、資本形成を伴うものです。

例:社会資本整備総合交付金(道路等整備)、学校施設環境改善交付金など

表8 一般会計資金収支計算書 経年比較表

(単位:百万円)

科目名	R3年度	R2年度	増減
【業務活動収支】			
業務支出	17,018	20,730	△ 3,712
業務収入	19,460	22,791	△ 3,331
臨時支出	-	-	-
臨時収入	-	-	-
業務活動収支	2,442	2,060	382
【投資活動収支】			
投資活動支出	3,965	4,545	△ 580
投資活動収入	2,745	2,649	96
投資活動収支	△ 1,220	△ 1,896	676
【財務活動収支】			
財務活動支出	2,860	2,755	105
財務活動収入	1,794	2,304	△ 510
財務活動収支	△ 1,066	△ 451	△ 615
本年度資金収支額	156	△ 286	442
前年度末資金残高	1,690	1,976	△ 286
本年度末資金残高	1,846	1,690	156

前年度末歳計外現金残高	425	408	17
本年度歳計外現金増減額	△ 33	18	△ 51
本年度末歳計外現金残高	393	425	△ 32
本年度末現金預金残高	2,238	2,115	123

基礎的財政収支	1,213	634	579
---------	-------	-----	-----

●資金収支計算書のポイント

- ・資金収支計算書は1年間における現金等の資金の流れを表したもの。
- ・業務活動収支は24億円で、税収や補助金などの収入で行政サービスにかかる資金を確保できている。
- ・投資活動収支は△12億円で、マイナスの値だけ資産が増加。
- ・財務活動収支は△11億円で、マイナスの値だけ市債が減少。
- ・自治体の基礎的な財政力を表すプライマリーバランスは12億円の黒字。

3 財務書類から求めることができる指標

(1) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率・・・この数値が高いほど施設の老朽化が進行している

地方公共団体が保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の比率を算出し、資産の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを表す指標です。この指標が 100%に近いほど公共施設等の老朽化の程度が高いということになります。なお、「統一的な基準による財務書類に関する情報」において算出する本指標の有形固定資産には、償却資産のうち物品および建設仮勘定を含まないものとしています。

いなべ市の有形固定資産減価償却率は、表 9 のとおり 54.7%となり、前年度より 1.8% 上昇しました。道路橋梁等整備や防災施設整備などで取得した資産の増加に比べて減価償却が進んだことによる減価償却累計額の増加の方が大きいからです。

また、いなべ市と特性が類似している市町村（以下類似団体）の平均は 62.0%であり、いなべ市は平均を大きく下回っています。これは、合併以降庁舎や学校施設等の投資的事業を積極的に進めてきたことが要因と考えられます。

算定式

減 価 償 却 累 計 額

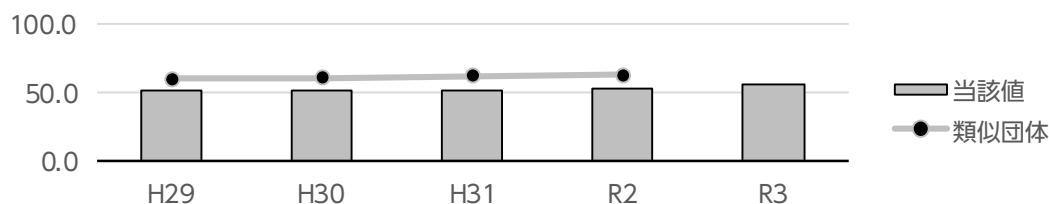
有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額

※建設仮勘定及び物品はこの指標の算定対象外項目です

表9 有形固定資産減価償却率

令和3年度	54.7%
令和2年度	52.9%
類似団体平均(令和2年度)	62.0%

図1 有形固定資産減価償却率の推移(%)



(2) 純資産比率

純資産比率…現世代と将来世代の負担割合。この数値が高いほど
現世代の負担が大きく、将来世代の負担が小さい。

財務書類(貸借対照表)を作成することにより得られる、資産のストック情報(資産額)に対する純資産の比率を算出し、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたかを表す指標です。地方自治体においては、総資産に対し、返済義務のない純資産がどれくらいの割合となっているかということで、「現在までの世代がどの程度負担をしてきたか」を表しています。

純資産の増加は、過去及び現世代の負担により将来世代が利用可能な資源を蓄積したことを表す一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が消費して便益を享受していると捉えることができます。

いなべ市の純資産比率は、表 10 のとおり 80.6%となり、前年度より 0.3%上昇しました。これは純行政コストが財源を上回ったためその不足分だけ純資産が減少しましたが、この減少幅より、減価償却による資産合計の減少幅の方が大きいからです。また、類似団体平均は 71.4%であり、いなべ市は平均を大きく上回っています。これは、合併以降の投資的事業に伴う地方債借入の際に償還期間を短く設定することで、将来負担の縮減を進めてきたことが要因と考えられます。

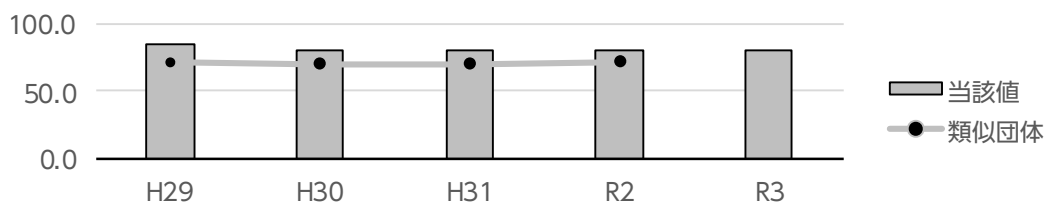
算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

表10 純資産比率

令和3年度	80.6%
令和2年度	80.3%
類似団体平均(令和2年度)	71.4%

図2 純資産比率の推移(%)



(3) 将来世代負担比率

将来世代負担比率・・・現在の固定資産の形成に要した経費のうち、将来世代が負担する割合。この数値が高いほど将来世代の負担が大きい。

有形固定資産などの社会資本等に対して、財源のうち将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算出し、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を表す指標です。この指標が高いほど、将来の世代が負担すべき割合が高いことを表します。

いなべ市の将来世代間負担比率は、表 11 のとおり 12.0%となり、前年度より 0.4%低下しました。また、類似団体平均は 17.9%であり、いなべ市は平均を大きく下回っています。これも純資産比率と同様に、合併以降の投資的事業に伴う地方債借入の際に、償還期間を短く設定することで、将来負担の縮減を進めてきたことが要因と考えられます。

算定式

地方債残高(※) ÷ 有形・無形固定資産合計

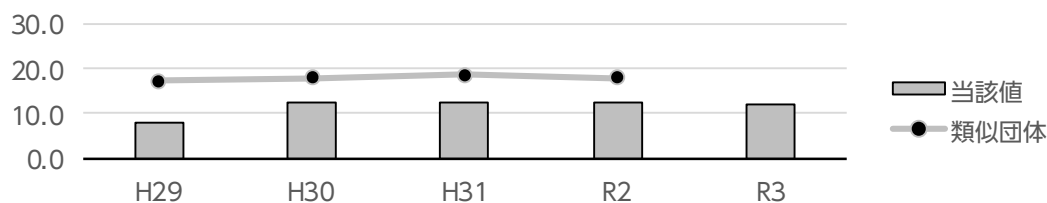
※地方債残高から以下を控除したもの

- イ 臨時財政特例債
- ロ 減税補填債
- ハ 臨時税収補填債
- ニ 臨時財政対策債
- ホ 減収補填債特例分

表11 将来世代負担比率

令和3年度	12.0%
令和2年度	12.4%
類似団体平均(令和2年度)	17.9%

図3 将来世代負担比率の推移(%)



(4) 基礎的財政収支

基礎的財政収支・・・地方債の利払費と償還費を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもの。

財務書類(資金収支計算書)を作成することにより得られる、業務活動収支(支払利息支出を除く)及び投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)の合算額を算出し、その時点で必要とされる政策的経費をその時点の税收等でどれだけまかなえているかを表す指標です。

基礎的財政収支が均衡している場合には、債務残高は利払費(債務残高×金利)分のみ増加するため、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する債務の比は増加しないとされています。ただし、地方公共団体においては建設公債費主義が厳密に適用されており、自己判断で赤字公債に依存することができないため、国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではないことに十分留意すべきです。

いなべ市の基礎的財政収支は、表12のとおり12億円となり、前年度より6億円増加しました。また、類似団体平均は2億円であり、いなべ市は平均を上回っています。

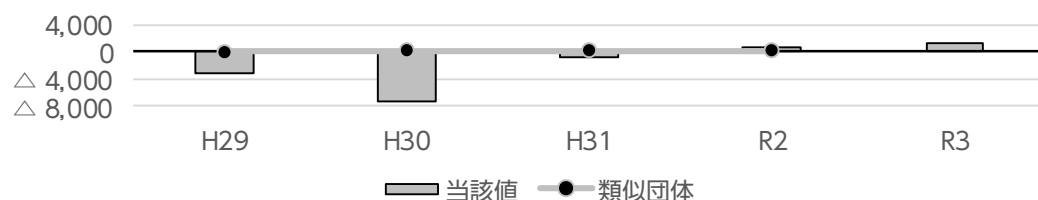
算定式

業務活動収支(支払利息支出を除く) + 投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)

表12 基礎的財政収支 (単位:百万円)

令和3年度	1,213
令和2年度	633
類似団体平均(令和2年度)	151

図4 基礎的財政収支の推移(百万円)



(5) 受益者負担比率

受益者負担比率・・・行政サービス提供に対する市民の直接負担の割合。この数値が類似団体平均に近いほど、負担の応分性が高い。

財務書類(行政コスト計算書)を作成することにより得られる、経常収益(使用料・手数料などの行政サービスに係る受益者負担の金額)に対する経常費用(行政サービス提供に係る負担)の比率を算出し、行政サービスの提供に対する受益者の直接的な負担の割合を表した指標です。

ただし、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては、経常収益に含まれていません。(保育料など)

いなべ市の受益者負担比率は、表 13 のとおり 1.8%となり、前年度より 0.5%上昇しました。また、類似団体平均は 3.6%であり、いなべ市は平均を下回っています。公共施設等の使用料の見直しを検討するとともに、公共施設等の利用回数を上げるための取組を行うなど、受益者負担の適正化に努めていきます。

算定式

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用}$$

表13 受益者負担比率

令和3年度	1.8%
令和2年度	1.3%
類似団体平均(令和2年度)	3.6%

図5 受益者負担比率の推移(%)

